

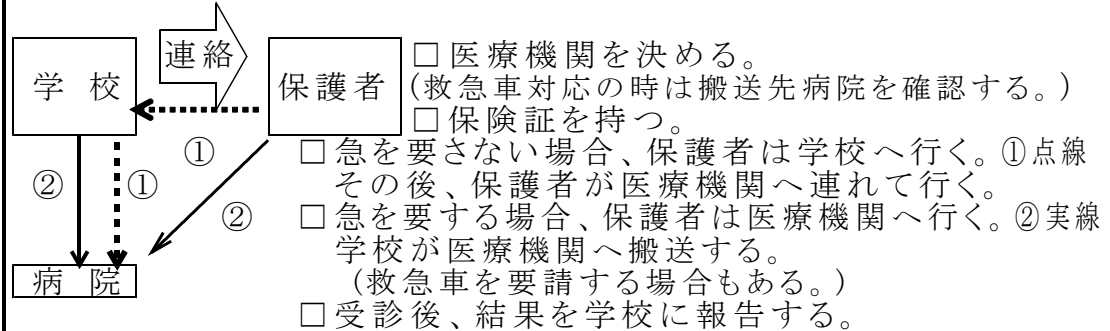
① 台風・暴風雨(雪)の時



【登校前】(NHKの報道が基準)
☐ 6:30の時点で富士宮市(富士山南西)に
「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」「暴風警報」が発令中→**自宅待機**
☐ 12:00(正午)以前に富士宮市(富士山南西)の
「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」「暴風警報」が解除された→**登校**
☐ 12:00(正午)の時点で富士宮市(富士山南西)の
「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」「暴風警報」が解除されない→**休校**
* **「レベル4大雨危険警報」や「レベル5大雨特別警報」「暴風警報」**が発令されていなくても、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。(学校に連絡をお願いします。)
【在校中】
☐ 午前中は原則として学校にとどめる。
☐ 16:00を過ぎても下校できない時は、対処方法をリーバー(一斉配信メール)で連絡します。対応にご協力をお願いします。
☐ 「大雨警報」発令時、河川や用水路に近付かないでください。
* 気象状況により学校が危険と判断し、休校や自宅待機、下校時刻を早める、学校留め置きとした場合、リーバーで連絡します。

③ 学校でケガをした時・病気になった時

☐ 学校から保護者に連絡が入る(ケガ・病気の具合を確認する)



④ 校外学習中にケガをした時・病気になった時

☐ 担任等から連絡が入る・・・ケガ・病気の具合・状況・今後の対応について確認します。
* 基本的には、「③学校でケガをした場合」と同じです。
* 現地が遠距離で、駆けつけることが難しい場合は学校側と十分連絡をとり、対応してください。



⑨ 富士山噴火情報が発令された場合

☐ 情報収集に努め、指示に従って避難する。
☐ 富士山噴火警戒レベルが3に引き上げられたら、こどもの引き渡しを行い、休校措置をとる。(令和5年3月富士山火山避難基本計画の改定による)

⑩ 災害時による長時間の停電が発生している場合

☐ 原則として休校
登校している場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。

・富士宮市立上野小学校 TEL 58-0020 FAX 58-7143
・富士宮警察署 TEL 23-0110
・下条駐在所 TEL 58-4680
・上条駐在所 TEL 58-0079

② 地震の時

令和元年5月より、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される情報です。

	南海トラフ地震臨時情報				地震発生
状況	○「調査中」発表時	○「巨大地震注意」発表時	○「巨大地震警戒」発表時	○「調査終了」発表時	震度5強以上
対応	☐ 地震への備えを再確認し原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備	☐ 地震への備えを再確認し原則として平常の活動を継続	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始、下校できないこどもは留め置き ・在宅中は休校(保護者管理下での行動)	☐ 原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始(安全確認後) ・下校できないこどもは留め置き ・在宅中は休校(保護者の管理下での行動)
留意点	《登下校》○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。 ○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所をお子様と確認しておいてください。				
	○対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からリーバーで連絡します。 ○引き渡しについては、原則、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。				

⑤ 不審者が出没した時 防犯ブザーの携帯を！

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
☐ 安全確保 ☐ 保護者へ連絡 引き渡し(こどもに動揺がある時、下校が危険な時)	☐ 大声で助けを求め、近くの人に避難する。 ☐ まず警察 23-0110へ連絡(時間、場所、状況、不審者の特徴を知らせる。) ☐ 学校へ連絡 * 登校時は動揺がおさまってから登校させてください。	* 危険が伴う時は集団下校・引き渡し等の対応を学校が判断しリーバーで連絡します。対応にご協力をお願いします。

⑦ 危険動物の出没・校区での事件発生等

☐ 登下校時に危険があると思われる時は、学校よりリーバーで連絡します。指示に従って行動してください。

⑧ 感染性疾患の疑いがある時

学校での発症	家庭での発症
☐ 学校から連絡。 ☐ 学校へ迎えに行く。 ☐ 医療機関で受診。	☐ 疑いのある時は登校させない。 ☐ 医療機関で受診する。
* 受診結果を学校へ報告してください。 * 「出席停止通知書」を学校から受け取る。(コロナ・インフルは除く) * 医師に停止解除の指示を受けたら証明書を持ち登校する。	
◇ 児童が新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合(検査キットで陽性判定だった場合も含む) * 学校に状況を連絡し、「出席停止解除にかかわる証明書」を学校から受け取る、または、ホームページからダウンロードする。体温表を作成し、発症後5日かつ症状軽快後1日たったら証明書を持参して登校する。	
◇ インフルエンザの診断を受けた場合(市内の医療機関のみ) * 医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。 <u>もらえない場合はホームページからダウンロードする。</u> * 自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。 * 発症後5日、かつ、解熱後2日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し、登校時に提出する。	

⑪ ミサイル発射に伴うアラートが発令された場合

☐ 速やかな避難行動 ☐ 正確で迅速な情報収集・伝達 ☐ メッセージが流れたら落ち着いて直ちに行動
* 屋外にいる場合…できる限り頑丈な建物や地下にすばやく避難する
* 建物がない場合…すばやく物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
* 屋内にいる場合…すばやく窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

